（家事調停の手続における参加及び排除等・法第二百五十八条）

第百二十八条　家事調停の手続における参加及び排除については第二十七条の二及び第二十八条の規定を、家事調停の手続における受継については第二十九条（第四項を除く。）の規定を、家事調停の手続における受命裁判官の指定については第三十六条の規定を、家事調停の手続の期日については第四十二条及び第四十三条の規定を、家事調停の手続における事実の調査及び証拠調べについては第四十四条第一項及び第四十四条の二から第四十六条の四までの規定を、家事調停に関する審判については第四十九条から第五十一条まで（第四十九条第三項及び第五十条第四項を除く。）の規定を、家事調停に関する審判以外の裁判については第四十九条第三項、第五十条第四項及び第五十一条の規定を準用する。この場合において、第四十九条第一項中「第四十七条第一項又は第六項」とあるのは、「第二百五十四条第一項又は第四項」と読み替えるものとする。

［２　略］

別表第一（第三十三条関係）

第六十八条第一項	前条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	家事事件手続規則第三十二条第一項を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	家事事件手続法第四十六条及び第百十四条第一項の調書（以下「期日調書」という。）の記載
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
	口頭弁論に係る電子調書	期日調書
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	家事審判事件の記録に添付して期日調書

（家事調停の手続における参加及び排除等・法第二百五十八条）

第百二十八条　家事調停の手続における参加及び排除については第二十七条及び第二十八条の規定を、家事調停の手続における受継については第二十九条（第四項を除く。）の規定を、家事調停の手続における受命裁判官の指定については第三十六条の規定を、家事調停の手続の期日については第四十二条及び第四十三条の規定を、家事調停の手続における事実の調査及び証拠調べについては第四十四条第一項、第四十五条及び第四十六条の規定を、家事調停に関する審判については第四十九条から第五十一条まで（第四十九条第三項及び第五十条第四項を除く。）の規定を、家事調停に関する審判以外の裁判については第四十九条第三項、第五十条第四項及び第五十一条の規定を準用する。この場合において、第四十九条第一項中「第四十七条第一項又は第六項」とあるのは、「第二百五十四条第一項又は第四項」と読み替えるものとする。

［２　同上］

［新設］